

国際人権法における平等および差別禁止概念の転換

Changes in the concept of equality and anti-discrimination
in international human rights law

窪 誠 (Kubo Makoto)

「国際社会における抽象概念の危険性—人権の普遍性，法の支配，グローバルコンパクト，市民社会，生物多様性，文化多様性—」大阪公立大学法学雑誌第69巻第3・4号(2023. 3. 20) 96-151頁。

1945年に設立された国連は、その目的の一つとして人権の国際的保障を掲げている。それに基づいて、1948年世界人権宣言、1966年市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、いわゆる国際人権章典をはじめとして、数々の人権条約を採択してきた。戦後80年近く経過する中で、平等や差別禁止の概念が大きく変化してきたことは言うまでもないことだが、それらの根底にありかつその背景をなすさまざまな抽象概念も議論されてきた。本稿は、それらの中でも、「人権の普遍性」、「法の支配」、「グローバルコンパクト」、「市民社会」、「生物多様性」、「文化多様性」といった概念が国際社会においてどのように議論され、どのような機能を果たしているのかを検討する。

実際、国連はとりわけ1991年ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）の崩壊後、「人権の普遍性」、「法の支配」、「グローバルコンパクト」、「市民社会」、「生物多様性」、「文化多様性」といった概念中心の語りの中で、具体的な施策を行ってきた。こうして冷戦終結後の世界は、市民社会のイニシアチブの下、民主主義と法の支配と人権保障が世界に浸透し、すべての人の幸福と繁栄が約束されたかのようにみえた。フランシス・フクヤマは、その世界的ベストセラー『歴史のおわり』において、西欧型自由民主主義の勝利によって人類の歴史が終わったと宣言したほどである。

そうした抽象概念の下で現実には何が行われていたのか。それは、新自由主義経済政策の下、少数巨大企業とその企業財団およびそれと連なる一部の大国（以下、支配エリート）が対象を商品化＝民営化することによって遂行する世界支配である。「人権の普遍性」の名による国家破壊と「法の支配」の名による国家の民営化、すなわち、支配エリートが他国を破壊し、民営国家を建設するスクラップアンドビルドである。「国連グローバルコンパクト」によって多国籍企業が規制を逃れ、国連と人権を民営化することである。「市民社会」の名によって、支配エリートが国際社会自体を民営化することである。「生物多様性」「文化多様性」保護の名によって人間生活を商品化することである。こうした抽象

概念の効用を明らかにするとともに、ニューロライツの議論も同様の方法で行われ、それゆえ、同様の問題が起きていることを明らかにする。(以上)